

SNSに関するトラブル

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）はインターネット上で自己のプロフィルを登録・公開することで友人・知人とつながり交流することができる便利なサービスですが、SNS上での知人からの勧誘や、表示された広告をきっかけとしてトラブルに巻き込まれたという相談が寄せられています。

▼SNSで知り合った人から紹介されて自己啓発セミナーの契約をしたが、実際に受講してみると高額な受講料に見合う内容ではないことが分かった。解約を申し出たところ、支払った金額の一部しか返金出来ないと言う。全額返して欲しい。（20代・男性）

▼SNSのバナー広告から化粧品の「お試しセット」を注文し、クレジット決済したが、商品が届かないばかりか、注文した覚えのない商品の代金も決済されていることが分かった。どうすればよいか（20代・女性）

インターネット上では匿名でのやり取りが可能であるため、SNS上のプロフィル情報が本物であるとは限りません。「知り合いだから大丈夫だろう」と書き込みの内容をうのみにせずに、契約の内容や必要性についてよく考えましょう。

また、大手SNSに表示される広告だからリンク先も安心できる業者のサイトだろうと思いつみがちですが、リンク先の表示画面や利用規約をよく確認してください。

こうした広告はそのSNSを利用しているすべての人に表示されていると思いがちですが、SNSの登録情報をもとに広告商品に興味を持ちそうな人だけを対象にした「ターゲティング広告」の場合もあります。「ターゲティング広告」では短期間しか掲載されないものもあり、トラブルが発生しても画面で確認ができず、救済が困難となります。そのような場合に備え、あらかじめ表示画面を保存・印刷するなどしておくとよいでしょう。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。電話番号は058-277-1003です。

土曜日は電話相談のみ受け付けています。

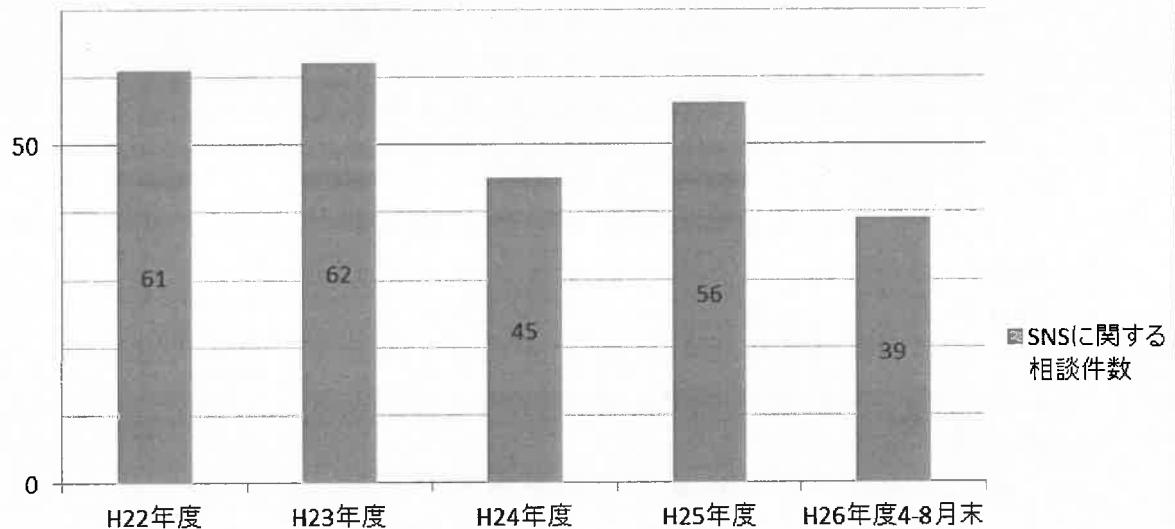
H P : 岐 阜 県 消 費 者 の 窓

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/shohi-seikatsu/index.html>

消費者ホットライン0570-064-370

(お近くの市町村又は県の相談窓口につながります)

(件)



S N S に 関 す る ト ラ ブ ル の 相 談 件 数

(平成 22 年度～平成 26 年度 8 月末)